

萩藩中期藩財政の研究

はじめに

前稿では、萩藩中期のうちでも天和～正徳期（一六八一～一七二五）の藩財政を論じた^①。本稿では、前稿を引き継いで享保～寛延期（一七二六～一七五〇）の萩藩財政について、藩借銀の推移と中身、家中馳走米・扶持方成等家臣団再生産との関係、山代紙、和市変動を軸に検討する。

この主題に関係する研究史では、中期藩財政の概要を扱った三坂圭治の研究^②、山代紙を扱った御菌生翁甫の研究^③、貨幣改鑄・藩札を扱った研究^④などがあるが、藩財政の構造や藩財政との関係を中心に据えた研究に乏しい。

そこで本稿では、基本史料・新出史料を使い、筆者の中期山代紙理解を前提に、前記課題に迫っていく。

一 享保期の藩財政

萩藩財政の基礎となっているのは石高計算であるので、まず石高の変遷を一瞥しておく。表（1）^①を見ると、近世前期の寛永二年（一六二五）検地は五ツ成高で、防長惣高六五万八二九九石、内蔵入は三一・九%であり、蔵入の本藩領に占める割合は四四・二%であった。ついで行われた中期冒頭の貞享三年（一六八六）検地は、四ツ成高で、防長惣高

表（1）萩藩石高の変遷

寛永検地高（五ツ成高）

項目	石高(石)	率(%)	備考
支藩領	183023.569	27.8	
本藩領の内地方知行	265275.762	40.3	
本藩領の内蔵入	210000.000	31.9	蔵入率44.2%。防長惣高の32%。
防長惣高	658299.331	100.0	

出典：山口県文書館「県庁伝来旧藩記録」283・284「坪付帳」ほか。

貞享検地高（四ツ成高）

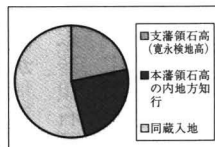
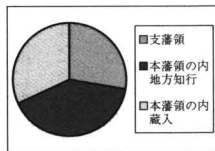
項目	石高(石)	率(%)	備考
支藩領石高(寛永検地高)	183022.000	22.4	
本藩領石高(貞享検地高)	635465.376	77.6	楮石19351.97石
防長惣高	818487.376	100.0	

出典：文庫「政理」71「下村弥三右衛門手扣」。

宝永4年石高

項目	石高(石)	率(%)	備考
支藩領石高(寛永検地高)	183022.000	21.9	
本藩領石高の内地方知行	203230.242	24.3	
同蔵入地	449768.940	53.8	蔵入率68.9%。防長惣高の54%。
防長惣高	836021.182	100.0	

出典：文庫「政理」48「御両国有廉集書」。



八一万八四八七石となった。⁸⁾約六〇年で一六万石余の増石である。支藩領では貞享検地は行われなかったため、この増石は、本藩領内での増加であり、五ツ成高から四ツ成高への移行、新開高、及び検地精度の向上などが原因である。

貞享検地後の宝永四年(一七〇七)石高を参照すると、本藩領内

での蔵入率は、寛永検地での四四%から六九%へと大幅に伸び、藩財政の基盤が前期よりも強化されていることがわかる。貞享期から宝永期への一万七〇〇〇石余の伸びは、新開によるものとみられる。

表(2)は、享保二年(一七二七)の藩財政計算である。¹⁰⁾正徳三・四年(一七一三・四)の半知馳走米(二〇石懸かり)から、正徳五

表(2) 御仕組之大概(享保2酉年)

項目	高(石)	米(石)	銀(貫目)	備考
御本手領石高	730089.627			徳山還付高も含む。
内				
諸引方(永否川成ほか)	11729.131			
畠高強浜石山代楮石等何れ茂銀子を以被召上候石高	120379.171			
御家来中下地御配地高	209296.144			
残(田方現高・物成延口米新開見取米等)	388685.181	165780.414		(0.4265)。
諸郡地下雇御恩扶持方公米を以勘渡被仰付地下修補米ニ而返納之分		202.450		
以上(米方請合計)		165982.862		
米方払				
浮米切米御扶持方之分		97288.550		
残(他国御雑用ニ相成御米之分)		68694.312		
内				
江戸御遺方御入用銀之御引当米之分御本番手御留守番手拝合		34000.000		殊近年八万物莫太直上リニ付向後其くるひ為無之、米を以御引当被仰付候。(参考:大坂定運送米2.5万石・同増運送米3.5万石、計6万石。内「上田上せ米」あり。)
於大坂御用銀之御引当御国御遺方御不足ニ付御米代御取下銀御引当之分		6000.000		
山代其外諸紙御仕入之分		20076.970		
御膳米を初御國中ニて諸御入用米御引当		20496.762		
払小計		80573.732		
御不足		11879.220		此御不足年々御買米被仰付管之分
銀子方請				
御蔵入畠銀其外諸上納銀并大坂より判書借を以御取下銀御米代銀共請銀之分			3774.215	
銀子方払				
諸紙御仕入銀之分			952.916	
御國中ニ而諸御入用銀御引当之分			1742.681	
御不足米御買代銀之分			1484.903	1石=125匁和市(8斗替)。参考享保2南1石=130匁。
払合計			4180.500	
御不足(御儉約を以御済可被成分)			406.286	
右御兩國惣石高御物成米銀之辻を以請払如是候、御借銀少茂無之候而茂如此御不足相立申儀候処、今以莫太之御借銀有之儀候へ者、何共御仕組可被仰付御方便も無之事候へとも、其分ニ而被開候様にも難相成ニ付、此度御仕組被仰付候、御借銀差引之儀ハ左ニ記之、				
大坂判書借巻来成ノ眷			9900.000	
江戸大坂年賦借御納残・諸番御引当借共			17500.000	
御借銀惣高			27400.000	
御国借西ノ春元			5800.000	大坂・国元合計で33200貫目。

※出典:国文学研究資料館所蔵桂家文書C105「御書立物」(御所帯逼迫ニ付御借銀納方御仕組之大概)。

享保二年は一〇石懸かりの馳走米へ軽減されていた。まず米方請では、本藩領石高が七三万石となっている。宝永四年の同高六五万三〇〇〇石弱から、七万七〇〇〇石増加している。当該期は徳山藩断絶中であり、同藩領が本藩に還付されて、その内高が加算されたためと見られる。この本藩領石高から、①蔵入諸引方(永否・庄屋給などの年貢控除高)、②畠方高(山代楮石一万九三五一石を含む)、③地方知行高を差し引いて、④田方現高(年貢基準高)を算出する。これに正租四ツ物成(現高×〇・四)と付加税の口米(三%)・延米ほかを加えて、米一六万五七八〇石を得る。これが米方請である。田方米納・畠方銀納の収納原則に

従つて、田方（米方）物成の計算がなされているのである。

米方払は、まず浮米取（知行取のうち米で支給されるもの、いわゆる蔵米取）・切米取・扶持米取への支給米であり、九万七二〇〇石余もある。正租四ツ物成で逆算すると、石高にして二四万三〇〇石となり、地方知行分二〇万九三〇〇石弱を超えていて、家臣を扶持していることになる石高は四五万石以上となる。宝永四年蔵入地高四五万石からこの二四万三〇〇〇石を引くと、蔵入の実質は二〇万七〇〇〇石に縮む。

家臣への給付を引いた残り米は六万八七〇〇石弱。通常はこれが売却米となり、大坂に運送・売却され、江戸へ送金されるはずである。ところが「殊近年八万物莫太直上り二付、向後其くるひ為無之、米を以御引当被仰付候」と、後述する貨幣悪鑄による「銀子狂い」のため、江戸方予算を米建にして三万四〇〇〇石（参勤年・在国年平均）と計上している。近世後期に予算大綱の作成、藩主とその係累への配当は、米建を骨子とすべきであるとの議論がおこるが、財政の故実として享保期が顧みられた。享保期の物価高への対処が参考になったのである。三万四〇〇〇石は、このころの米和市八斗替（米一石＝一二五匁）で四二五〇貫目と巨額である。

「山代其外諸紙御仕入之分」は、山代本所務（田方・畠方・楮方物成）七〇〇貫目を構成する田方物成と付加税を合わせた約一萬石（山代定和市二・六石替で地元投下される）と、同増漙き分への投資二七〇〇石（地下和市で地元投下）、それに徳地ほかの紙漙き地域

への投資米を合わせて約二万石である。山代紙の本所務分と増漙き分（投資分）には、専売制による売却益（五割銀と菰付銀）がある。つぎの国元での「諸御入用米御引当」は、二万石である。

こうして家臣への給付と江戸方入用銀引当ほかの米方払は、米方請を超過して一万一八七九石の不足となる。この不足米は「御買米」とならざるをえず、銀子払の「御不足米御買立代銀之分」一四八四貫目余と計上されている。「御買米」の和市は八斗替、すなわち米一石＝一二五匁と見積られており、計算は正確である。ちなみに、後掲のこの年の「御買米直段」は、南石米一石＝一三〇匁となった。

銀子方請は、畠方正租の畠銀（例年八〇〇貫目くらい）、諸上納銀（紙売却代銀ほか）、米売却代銀、大坂借銀を合わせて三七七四貫目である。財政収入の二大柱は紙と米であった。それが銀子請の中核をなしたはずであるが、後述するように紙は借銀の抵当に入っていたので思ったほど算入できなかった筈である。米についても同じことがいえ、六万石の大坂運送米があったが、多くが抵当に入っていたと見られる。

銀子方払は、山代・徳地ほかの紙仕入銀（銀による投資分）、国元入用銀、それに不足米の買米代銀である。とくに不足米一万一八七九石余の買米は、八斗替（一石＝一二五匁）で計算して一四八四貫目余もある。現実に享保二年の領内南石は、一石＝一三〇匁であったので、これ以上の出費となった筈である。こうして請から払を引くと四〇六貫目余の赤字となり、これは儉約をして埋めなければな

らない。

奥書によれば、借銀がなくてもこの不足となり、ましてや莫大の借銀があるのですべき手立てがないとしている。結局のところ借銀に頼らざるを得ず、翌年暮（享保三年）に九九〇〇貫目の借銀（大坂判書借）を工面する。そうするとこれまでの年賦借の残り・紙の先納借一万七五〇〇貫目と合わせて二万七四〇〇貫目の借銀惣高となる。これにさらに国元での借銀元五八〇〇貫目を合わせると三万三二〇〇貫目になると予想される。

享保二年の藩財政計算は右の通りであるが、その前年享保元年十一月十二日付「諸御借銀付立享保二年春元辻^①」を用いてより深く掘り下げてみよう。表（3）がそれである。享保二年春に、借銀の元銀はいくらになるかの計算書である。最初の五廉（A）は、山代・徳地ほかの紙を抵当に入れての大坂借銀である。紙屋先納借という。一廉目は、山代本所務（本年貢）分年七〇〇貫目を、五年分抵当に入れて借りた三五〇〇貫目の残りである。

山代紙は請紙制のもと、田方・畠方・楮方年貢の積算分七〇〇貫目（本所務）と、帳面楮五万釜（一万六二八六丸）の根銀（一九〇〇貫目）を一致させて、紙で収納する。これに専売

表（3）諸御借銀付立享保二年春元辻（享保1申11.12）

項目	銀（貫目）	備考
山代本紙御引当3500貫目5年賦残（年700貫目）	1400.000	3カ年分2100貫目は済み。正徳3年8月借用、享保1年8月元。享保3年秋明申候分
徳地紙其外山代紙御引当5年賦	1500.000	
山代増漉紙徳地同鹿野紙御引当300貫目5年賦残	60.000	正徳2年8月借用、享保1年8月元。享保2年秋明申候分
山代漉替紙御引当4年賦	300.000	享保1年8月借用、享保5年秋明申候分
小川紙山代萩廻り紙御引当800貫目5年賦残	640.000	正徳5年8月借用、享保1年8月元。享保5年秋明申候分
以上大坂ニ而紙御引当年経借之分	3900.000	A
京大坂判書借4年賦元10216.4貫目調残の享保2年春元	3694.320	正徳3年春元10216.4貫目。
上々様方より大坂御預ヶ銀ほか元居にして利銀計調	1816.220	関白様銀・大仏銀・角倉銀なども。
江戸御借銀御買掛銀共5600貫目7年納崩残（年800貫目）	2400.000	正徳3年より享保元年まで調残、享保2年春元。
以上享保2年春元辻	7910.540	B
上々様銀未定方預り享保2年春元	470.000	鷹司様200、西園寺様170、永田馬場御前様銀100。
秋市中・在々より御借用年経当用銀本元4138貫目余の納入残	2230.217	正徳3年～享保1年まで4年納入享保2年春元。
御当用銀として享保1年暮以来御借用、享保2年春元辻石州銀共	1547.420	
御救米方銀并浮物銀之内暫借之分	145.800	
先年八組江御貸付御宝蔵銀并江戸矢倉銀其外諸役所支配銀等引米調相成、正徳2年暮調辻御当用銀として御借用	552.800	御仕組内ハ、8朱利銀計調。
諸郡地下修南銀未定方中取ニ而御当用銀ニ御借用正徳3年春元246.045貫目、同暮より年5朱利分元銀江疊込享保2年春元	281.691	
山代地下紙御引当借800貫目宝永7年暮より5年賦且納銀之内地下より足銀仕分相縮351.065貫目、享保1年暮より5ヶ年ニ山代江御返済相成分享保1年暮且納残2年春元	280.852	（年70.213貫目ずつ返済）。
以上御国御借銀享保1年暮且納残	5508.781	C 享保2年春元。
3廉都合	17319.321	A+B+C
外ニ4歩13年銀御調残元銀之分	3318.602	
惣都合	20637.923	
外ニ享保1年暮上田三郎左衛門心遣を以御借用享保2年より6年賦	2000.000	
外ニ享保1年暮大坂より差下管之分	1000.000	
参考（外ニを合わせた惣都合）	23637.923	

*出典：国文学研究資料館所蔵桂家文書C100-1「諸御借銀付立享保二年春元辻」（享保1.11.12）。

制による売却益（五割銀と菰付銀）が加わる。ここでは「山代本紙」（本所務分）がそっくり抵当に入っていることがわかる。三廉目の「山代増漉紙」は、他郡からの楮買代・紙漉飯米などの投資をして漉かしている紙であり、売却益のみが純益である。山代には外に地下紙があるが、これまた後に出てくる家臣借銀八〇〇貫目の抵当に入っ

ている。こう見てくると、山代で享保三年に起きた一揆は、山代紙の本所務分・増漉分・地下紙の全てが大坂借銀の抵当に入ったために、再生産に必要な銀が還流してこなかったことが原因であると考えられる。享保期は、山代衰退への大きな分岐点であった。

また、徳地ほか山代以外の諸郡の紙（投資をして漉かせており、売却益のみが純益）も抵当に入っている。紙を抵当にしての借銀は、通算すると六四〇〇貫目になり、享保二年春時点での借銀の残りは三九〇〇貫目となる予想である。ここまでは、山代紙を中心とする諸紙を抵当とする大坂借銀である。

つぎの三廉（B）は、大坂・江戸での紙抵当以外の借銀である。一廉目は、正徳三年仕組（一七二三年、家臣半知・地下石別二匁の馳走を命じた）時の京・大坂一万貫目借銀の残りである。二廉目は、「上々様方」（藩主の係累）の大坂預け銀を借りたもので、元銀返済は待って貰い利子のみ払う。三廉目は江戸での借銀（御用達三谷が中心）と買懸かり五六〇〇貫目（年八〇〇貫目の七年賦）の残りである。紙抵当の大坂借（A）三九〇〇貫目と、京・大坂・江戸の借銀（B）七九一〇貫目を合わせると享保二年春元辻は、一万一八一〇貫目となる。

つぎは国元借銀七廉計五五〇八貫目（C）である。（A）・（B）の大坂を中心とする領外借と比して、国元借（C）の割合は全体の三二%、約三分の一とまだ低い。一廉目は、鷹司閼白兼熙養女小石姫（前藩主吉広室）ほかの「上々様」から借りた身内借であるが、「公

借」の一種である。二・三廉目は、急を要する「当用銀」を借りたもので、萩・在々の領内や石州借（笹ヶ谷銅山師からの借銀、隣国借）であり、「内借」である。五廉目は、宝蔵や諸役所の銀を貧窮する家臣団に貸与し、返済された分を所帯方（藩財政を切り盛りする部局で、この帳簿に登載されたものが藩借銀である）が借りているもので、藩内他部局からの借銀は公借である。六廉目は、「地下修甫銀」（済民基金、郡方管轄）を当用に借りたもので、「公借」の一種。最後の廉は、山代成立ちのために元禄期から認められていた地下紙を、家臣救済借銀八〇〇貫目の抵当の一部（年七〇貫目余）に入れたもので、山代への返済が滞れば山代の衰退を招く。

以上の（A）・（B）・（C）の合計は、一万七三一九貫目余となり、これに利下げ・年延べをした「四歩十三年銀」三三二八貫目を加えると二万〇六三七貫目となる。さらに当年暮に、上田三郎左衛門（当該萩藩大坂御用達の中心）から二〇〇〇貫目と、大坂で調達する筈の一〇〇〇貫目を加えると、借銀の惣合計は三万三六三七貫目の予想となる。

右に述べたことの要点を整理すると、①山代紙を中心とする紙は、米と並んで藩財政の二大柱であり、特に当該期は大坂での大量の借銀の抵当に入っていた（「紙屋先納借」）。このことが要因となつて、享保期の山代衰退が起こつたとみられる。②萩藩中期には、上々様銀・宝蔵銀・矢倉銀・諸役所支配銀・地下修甫銀といった「公借」（身内借・他部署借）が始まっていた。③国元の借銀、とりわけ当用銀は、

領内（萩と在々）および石州借（隣国借）が多いが、大坂・京・江戸の領国外との対比でいえば、全体の三分の一に止まっていた。このころの大坂での萩藩御用達の中心は上田三郎左衛門であり、享保五年頃から鴻池が参入してくる。

享保二年春時点での藩借銀予想は二万三三三七貫目、同三年暮時点では同三万三二〇〇貫目となる予想であった。それが享保五年七月には、つぎようになっていた。¹²

覚

一 四宝銀壹万三千五百式拾七貫六百四匁八分

右大坂諸御借銀之分

一同壹万百四拾貳貫五百八拾六匁六分壹厘

右御国御借銀之分

合式万三千六百七拾貫百九拾壹匁四分壹厘

外二

三千七拾八貫六百式匁四分

但、四歩拾三年銀、四拾貫目充御手付トして御納入有之、

子ノ春元右之辻

右御国大坂御借銀之分如是

享保五子ノ

七月

享保二年春時点と同五年を比較すると、前者は「四歩拾三年銀」が内数、後者が外数で、ほぼその分だけ後者が増加していること、

後者の総計は二万六七四八貫七九三匁であり、大坂借銀が一七一六貫目増、国元借銀が四六三四貫目増である。享保三年暮予想額との比較では、六四五二貫目の減である。

注目すべきは、この借銀額は、「四宝銀」表示であるということである。先に検討した享保元年～三年借銀額も、この四ツ宝銀表示であったと見られる。後述するように、正徳二年～享保六年の「御買米直段」も四ツ宝銀表示である。四ツ宝銀は当該期の「銀子くるひ」の象徴ともいえる悪貨であり、「新銀」（正徳丁銀）の四分の一の価値しかなかった。額面に惑わされてはならない。

さてつぎに、享保期全体を見渡すため、表（4）¹³を作成した。まず家中馳走米の推移をみると、正徳三年仕組で二年間半知のところ、同四年は家中困窮のため五石を返石した（一五石懸かり）。家中馳走米は、高一〇〇石につき四ツ物成で米四〇石の収入があると見なし、そのうち何石懸かりと称して藩借銀返済のために馳走を命ずる。半知は、二〇石懸かりである。正徳三年～五年は、高一〇〇石以上二〇石懸かり・一五石懸かり・一〇石懸かりであった。宝永元年以降、高一〇〇石以上が全体の基準となり、それ未満を段分けして馳走米を通減した。家中馳走米は、半知（二〇石懸かり、藩政時代の限界値）で約六万五〇〇〇石、一〇石懸かりでその半分である。

享保元年も前年に続いて一〇石懸かりのところ、打ち続く馳走米抛出に疲弊した家臣に息をつかせるため、馳走米の半分を八斗替（銀一〇〇匁Ⅱ米八斗、すなわち米一石Ⅱ一二五匁）の銀子で返還した

表(4) 享保期の家中・地下馳走米と米価の変遷

年代	十二支	西暦	家中馳走米(石)	地下馳走米(升)	南石1石(匁)	備考
享保1	申	1716	10		137.0	馳走米10石の内半分を8斗替銀子で返す(黒)。
享保2	酉	1717	10		129.9	諸物の値高直(黒)。唐船打ち払い。幕府巡見使来藩。
享保3	戌	1718	5	2.50	144.9	旅役出米高100石ニ付現米5石懸かり。12月1日より新金銀を本行にして勘定。四ツ宝銀対今吹銀は、4対1。唐船打ち払い。山代百姓一揆。長府藩一時断絶と再興。「今年新銀通用の儀ニ付、従公儀御書付」(28冊)。
享保4	亥	1719	18	2.25	172.4	徳山藩再興。「市中銭不如意」「匁匁ニ付式拾八文遣」(28冊)。明倫館開校。御扶持方成の仕法を改正。朝鮮通信使。
享保5	子	1720	18	3.00	202.0	享保3・4年畠銀は新銀半納。今夏納銀も半納、秋納銀は1貫目のところへ3貫目の四ツ宝銀上納。「銀子くるひより万物高直ニ相成」。「南前は天下御役人・諸大名陸御通、御物運送の御用貞享年中と八十倍の様ニ寛申候」。新銀80匁=四ツ宝銀320匁。
享保6	丑	1721	5		259.7	享保3年の通り旅役出米のみに。「近年金銀狂ひ」(28冊)。
享保7	寅	1722	15		50.8	3年間15石懸かり(旅役出米共)。「元来御当家之儀ハ御配高過分候」(黒)。
享保8	卯	1723	15		40.3	在府半減(上米制)。
享保9	辰	1724	5	3.00	36.8	馳走米差返、旅役出米のみ享保14年迄。以前借用の当用米銀を年利5%・10年賦に御断(28冊)。当職毛利筑後。
享保10	巳	1725	5		42.7	琉球榷実植付奨励。在府半減。諸士の他国借を禁ず。藩主帰国惣陸に。
享保11	午	1726	5		42.0	扶持方成の仕法。藩主在国。
享保12	未	1727	5		40.2	藩主参勤・帰国惣陸。
享保13	申	1728	5		40.0	藩主在国。
享保14	酉	1729	5		33.3	「米穀下直ニ付諸色直下ケ」「三割方引下ケ」。「元禄年中金銀吹替以来、米穀高直ニ候処ニ、近年下直ニ相成候、然処借金銀并質物利金は前々の通ニて諸人致難儀候」(28冊)ため、元禄15~享保14借用の借金額は今後年利5%。
享保15	戌	1730	17	4.00	33.9	旅役出銀公銀を以助渡。当職堅田広慶。大坂表似せ切手により損失莫大(黒)。藩札の発行、11月1日より通用、諸郡よりの上納は札銀で。「戌ノ十一月朔日より札銀遣ニ相成候」(28冊)。「近年米紙下直旁自他国の借銀莫大に違ひ」(黒)。幕府参勤の期を復旧。元禄15~享保14までの借米額は、今後年利5%に(28冊)。
享保16	亥	1731	17		81.3	代替吉元→宗広。江戸屋敷頼焼(桜田・新シ橋邸)。買米3年間札銀表示。上納は「新銀半納」に(28冊)。「諸人の心得悪敷、延宝年中の札遣の様往々捨りニ可相成と考、諸色の商売莫大高直ニ相成候」(28冊)。萩町人10人を札座に。「通用の仕法改」(28冊)、10カ年米をもつて消札。
享保17	子	1732	17		241.0	公内借捌き。高100石に正銀200匁貸与。虫枯の大変。幕府より拝借金・廻米。
享保18	丑	1733	20		333.3	17石懸かり・3石懸かり。2月27日、当職交替広政→就久。「当秋納銀より半銀半札を以上納」(28冊)。
享保19	寅	1734	18		32.3	15石懸かり・3石懸かり、以上18石懸かり。暮に高100石に付正銀200匁を与える。去年の出来高織に減、今来年馳走を請ける。「近年札遣ニ相成、諸色高直」。「鈔銀交易の儀、至頃日莫大歩違出来、諸色高直ニ相成」(28冊)。「御廻米御返済ニ付、例年二違過分大坂御運送被仰付、別て御米御不如意」(28冊)。
享保20	卯	1735			33.3	18石懸かりか。「札銀交易莫大不景氣ニて、頃は三拾枚重の余ニも相成」、「今日より於札座先式十枚重」、「延宝年中の通札崩捨り候様ニは全不被仰付候」(28冊)。

出典：「大記録」2・18(旧記3)。「御馳走出来覚」(政理12)。「御黒印御書附御張紙控」(法令92)。「二十八冊御書付」(法令135)。「御書付其外後規要集」(法令159)。「御米御買直段」(県庁旧藩812)。

(この場合「五石返石」という)。この年は、徳山藩改易事件が起こっている。翌二年は、唐船(密貿易船)打ち払いや幕府巡見使来藩で経費が嵩み、一〇石懸かりとなった。岩国藩一揆が起こり、解決は同五年までかかる。享保三年は、後述するように旅役出米(家臣出張旅費の拠出)が制度化され、かつ馳走米が旅役のみとなった。この年は、長府藩が藩主が若くして死去したため一時断絶、長府藩再興のため清末藩中絶、唐船打ち払い、山代一揆と、多事多端であった。

この享保三年に、旅役出米が制度化され、家中馳走米が旅役出米のみに限定された(五石懸かり)。これは享保二年八月十九日の「来年よりハ、馳走の出来ハ差返シ」、「旅役之儀、先家来中の扶を以、漸相調候様ニ申付候」という決定が実行されたためである。江戸御用所役(江戸方財務担当)坂時存の建言は、つぎのようである。

御所帯御物入之多少によって、年々御馳走出米甲乙有之と相見候へ共、先ハ高百石付米四五石充之御馳走ハ、御先代以来引続地道之様相成候、依之相考候処、大小之御家来旅役之儀ハ面々知行役を以可相勤儀候処、(中略)御所帯地道之御不足ハ、大小御家来御勘渡銀ニ相当候歟と相見候、年々引

続キ少充二ても御馳走と申儀地道之名目ニハいか、敷様ニ相聞候間、自今ハ旅役出米と申名目を以、大小之御家中高百石ニ付米五石充之出米被仰付候へハ、一ヶ年分之出米尅万八千石と相見、(中略)段々御沙汰之上、享保三戌ノ年より旅役米之御沙汰被仰候、

坂の考えは、①家中馳走米は、先代以来高一〇〇石に四、五石が常態(家中馳走米五石が宝永元年を除く元禄十一年〜宝永四年の一〇年間続いたことを指す)となつて、好ましい方ではないこと、②一方家来の旅役(出張)は本来自弁であるが、負担に甲乙がありかつ困窮によつて、公銀の「勘渡」(支給)で補つてゐること、③①の藩財政の不足は②の勘渡銀に相当するし、毎年普通のように御馳走を命ずるのは「いか、敷」(好ましくない)ので、今後は高一〇〇石に米五石を「旅役出米」という名目にして抛出させること、④「地道」(飢饉・課役のない普段の年)では、旅役出米以外には馳走米を課さないこと、である。旅役については、これまでも家臣「助銀」の抛出で賄つてきた(「来戌ノ年より助銀之仕法被相止」とある)が、家臣団の困窮と「銀子くるひ」による物価高で、矛盾が拡大してゐた。そこで旅役の米建化と家中馳走米の限定を狙つたのが、この旅役出米の制度化であつたと考えられる。

家中馳走米が五石(旅役出米のみ)に限定されたのは、享保三年・六年、九年〜十四年、元文五年・寛保元年の一〇度である。その実現の背景には、いずれも坂の建言と毛利広政(加判役・当職)・山

内広通(当職)の理解があつた¹⁵⁾。

萩藩財政は、「元来御当家之儀ハ御配高過分候¹⁴⁾」といわれているように、領知(防長二カ国)に比して家臣団数が過大であるという規定性があり、剩え前稿で述べたように、家臣数は承応元年(一六五二)を一〇〇とすると、宝永六年(一七〇九)までの五七年間で一四八に、すなわち約一・五倍に増加している。貞享検地によつて増徴と蔵入強化の実現を図つたのも束の間、元禄八年仕組(三年間)で一六石懸かりの家中馳走米を取り、しばらく五石懸かり、宝永元年、同六・七年、正徳三年の半知と、家臣に負担を強いてきた。右に見た享保期の家臣馳走米の旅役出米五石懸かりへの限定は、家臣の悲願の実現であつたと思われる。表(4)に見える享保期の「扶持方成」(知行地を上知して借銀を返済し、堪忍扶持のみで暮らす閉門状態)仕法の改正は、前稿で述べた宝永元〜三年の知行取の「扶持方成」経験者一七人の存在の延長線上にある。また、元禄期から始まつた家臣借銀の公内借捌き(藩からの借銀である「公借」と、町人ほかからの借銀である「内借」の利下げ・年延べ¹⁶⁾)は、享保期も仕組の度に行われている。

百姓に課した地下馳走は、天和二年仕組の高一石に付三匁が初めてで、以降一・五〜二匁で推移してきた。享保期に入つて米納となり、高一石に付二升五合〜四升となつてゐる。高一石の正租は、四ツ物成の四斗であるが、二升五合はその六・二五%増、四升は一〇%増に当たる。中期では寛保二・三年の石別五升(一二・五%増)が

限界値である。家中馳走米の限界である半知（二〇石懸かり）と地下馳走米の限界である石別五升で、米約一〇万石となる。ちなみに大坂運送米は、享保二年前後は六万石で、うち定運送米（一般会計の米）は二万五〇〇〇石・増運送米（馳走米や「御買米」による米）は三万五〇〇〇石である。¹⁷ 家中馳走米・地下馳走米は、借銀額とともに藩財政の動向の指標となる。

享保期の藩財政への影響のうち、幕府による上米制・江戸藩邸類焼・蝗害を見よう。まず上米制について、坂時存はつぎのように言っている。¹⁵

享保八卯年より御大名方御参勤御交代半年代りと被仰付候へ共、古法之通にてハ御道中御往来共以上十五ヶ月之内、半年替と候ても御往来月江懸ケ候てハ八ヶ月と相見、第一其代り御上納金之儀も三千七百両有之、尤御在府之月数減シ候程御留守年之月数相増、御在国年之月数も多候へハ、是又其御入用相増申事にて候故、差引候而ハ余分之御勝手と申儀も無之、凡御同様之儀と相見候、

萩藩朱印高は、三六万九四一一石、約三三万石であるから、一万石に一〇〇両の上米代年三七〇〇両の負担である。在府半年といつても、往来に二カ月かかるので八カ月となり、増えた在国期間にも相応の経費がかかるので、さして「御勝手」とはいえないとしている。参勤の期が旧に復した享保十五年には、大坂で贖切手事件が起こり、損失が莫大であった。同十六年には江戸藩邸が類焼にあい、桜

田邸（萩藩上屋敷）・新シ橋邸（同中屋敷）が焼失した。同十七年には、西国一帯を襲った蝗害（「虫枯」）により、「皆損」同然となり、翌十八年にかけての「疫病」と相俟つて、領内耕作に甚大な被害が出た。こうしたことで、享保十五〜十七年の家臣馳走米は一七石懸かり、十八年は半知となった。

とくに「虫枯」は、幕府による廻米と同拝借金によって緊急対策を行ったが、餓死者が出て、一〇〇年後にも記憶される大飢饉となった。例えば「去々年虫枯大変、御廻米御返済二付、例年二違過分大坂御運送被仰付、別て御米御不如意」¹⁸（享保十九年五月）とあるように、幕府による廻米・拝借銀の返済にも苦しむことになる。

二 正徳〜享保期の和市変動―銀子狂いと藩札廃り―

萩藩中期の藩財政にもっとも影響を与えたのは、じつは和市変動であった。問題になる和市変動の本身は、正徳二年（一七二二）から享保六年（一七二二）の四ツ宝銀による「銀子くるひ」と、享保十五年から元文四年の藩札である。まず前者から見よう。

宝永元年（一七〇四）から明治四年（一八七二）までの藩による買米値段を郡奉行所が記録した、「御米御買直段」という史料がある。¹⁹ 記録初年の宝永元年は家臣に初めての半知を課した年であり、大坂借銀の抵当・返済のために、家臣・領民の米を大量に買い上げた。史料冒頭は、つぎのようである。

御米御買直段

一 宝永元年分申

北南共壹石六斗三升

一同弐年

北壹石六斗六升

南壹石六斗九升

(正徳) (中略)

一同三年

北七斗八升

南八斗

(享保) (中略)

一同三年

北六斗七升

南六斗九升

北石とは、日本海側に津出しされる米であり、主として萩への廻着米となる。南石とは、瀬戸内海側に津出しされる米であり、主として大坂への廻着米となる。北石の方が若干高いのは、米量の多い南石を萩に廻すのに運賃がかかるためである。表示は、銀一〇〇匁で買える米量である。何石何斗替という。通常我々は、米一石が銀何匁であるかの表示の方が分かりやすく、米価変動を知る上でも便利である。そのために表(4)には、南石一石は銀何匁かを示しておいた。しかしこの史料は、一貫して何石何斗替の表示である。何故であろうか。つぎに掲げる史料は、享保三年十二月十二日のものである。⁽²⁾

覚

一 北石、四ツ宝銀百目二付六斗七升

但、今吹銀百目二付弐石六斗八升

一 南石、四ツ宝銀百目二付六斗九升

但、今吹銀百目二付弐石七斗六升

右享保三年分御買米直段、前書之通被相定候事、

(朱書)「享保三年」

戊十二月十二日

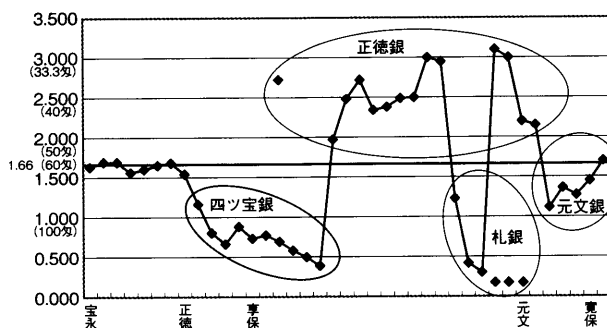
にびやし

此御買米直段之儀、前々諸郡江沙汰仕たる儀無之候処ニ、今年ハ御馳走米上納之儀ニ付入用之廉有之ニ付、早々継送りを以沙汰仕候様ニとの御事ニて沙汰仕ニ相成候事

数值は、前に掲げた享保三年の「御米御買直段」と一致する。ただしそれは、「四ツ宝銀」での数值である。四ツ宝銀とは、四ツ宝丁銀・小玉銀のことであり、正徳元年通用開始、享保七年通用停止となった銀貨である。品位二〇%の悪貨であった。但書の「今吹銀」とは、正徳丁銀・小玉銀(享保銀とも)のことであり、正徳四年通用開始、元文三年通用停止の銀貨である。慶長丁銀・小玉銀の品位八〇%に戻した良貨である。四ツ宝銀は、正徳銀の四分の一の価値である。前掲表(4)では、南石一石に付銀何匁かを表示した。享保元年(同六年は、一三七匁から始まって二五九・七匁と、米価の高騰を指し示している。だが元々の「御米御買直段」表示である銀一〇〇匁で米何石が買えるかを、表(5-1)で示してみる。

正徳二年から享保六年までは、一つのグループをなし、前後の時

表(5-1) 米を指標にした銀貨価値の変遷
(銀100匁二付米何石替)



ら元文元年までは、正徳銀表示と併記されている。元文三年以降は、元文銀表示に変わる。

表(5-1)から読み取れることは、①正徳二年から享保六年までは四ツ宝銀表示、享保七年から同十五年までは正徳銀表示、同十六年から十八年までは札銀表示、同十九年から元文二年までは正徳銀表示、元文三年以降は元文銀表示と変遷したこと、②米一石が何匁かの表示(銀を基準にしての計測)と銀一〇〇匁で米何石買える

期とは異質である。このグループは、四ツ宝銀表示であることが明らかである。両方の表示が知れる享保三年では、四ツ宝銀一〇〇匁で米六斗九升しか買えないが、正徳銀一〇〇匁で米二石七斗六升も買える。四倍の差がある。享保七年から同十五年まで、それと同十九年から元文二年までは、また一つのグループをなし、正徳銀表示である。享保十六年から同十八年までは、享保十五年に発行された藩札表示であり、同十九年か

という表示(米を基準にしての計測)では、貨幣価値の激しく変化する当該期には、後者のほうが事態をより正確に捉えることができると、③石高制のもとでは、米を尺度とした何石替という捉え方が普遍性を持っていたこと、④四ツ宝銀と札銀は、よく似た動向を示していること、⑤前述した享保二年前後の藩借銀二万三〇〇貫目〜三万三〇〇貫目も、四ツ宝銀表示と見られるから、正徳銀表示で四分の一にすれば五七五〇〜八二五〇貫目に過ぎず、数字の大きさに惑わされてはいけないこと、また藩財政で江戸方予算や旅役を米建としたのは、この「銀子くるひ」に対処したためであること、などである。

幕府による貨幣改鑄の与えた影響は、どのようなものであったのか、記事を拾ってみる。表(4)の備考欄にも記したが、「世上万物高直」(享保元年)、「諸物の価高直」(同二年)、「市中銭不如意」(老叟二付式拾八文遣」(同四年)、「銀子くるひより万物高直二相成」(同五年)、「近年金銀狂ひ」(同六年)、など物価が高騰した様子が窺える。坂時存もつぎのように記している。¹⁵⁾

其比金銀吹替之御沙汰有之、数年通用之四ツ宝銀を被改、慶長銀二吹戻被仰付との御沙汰にて、今吹之新銀も少々通用も有之、四ツ宝銀百め之所江今吹之正銀廿五匁之御定にてハ候へ共、世上通用之四宝銀多ク有之候へハ、諸色之直段追々高直罷成り、年分御屋敷御用之諸色莫太高直ニ罷成、別而御不勝手之筋多ク、諸役所之御入用高相縮候へ而ハ、余分之儀と相見え候、

数十年之通用銀四ツ宝之儀、第一四ツ宝多分之通用ニテ候へハ、諸色之直段先ハ四ツ宝を本鉢ニ相心得候故か、諸色之直段正銀五十め之所四ツ宝銀百め内外之通用と相見え候、

この記事は、享保二、四年のころのことを言っているが、正徳金銀が流通し始め、四ツ宝銀一〇〇匁_二正徳銀二五匁が幕府の「御定」であるが、四ツ宝銀の方が量が多く、諸色（米以外の商品）の値段が騰貴して、藩財政にとって痛手となったという。

また、四ツ宝銀通用停止となった享保七年以降の記事では、「米穀下直ニ付諸色直段下ケ」「三割方引下ケ」（享保十四）を命じ、「元禄年中金銀吹替以来、米穀高直ニ候処ニ、近年下直ニ相成候、然処借金銀并質物利金は前々の通ニテ諸人致難儀候」（同十四年）、「近年米紙下直旁自他国の借銀莫太に速ひ」（同十五年）とある。米価安の諸色高、紙価格の低下という、藩財政にとって痛手となる事態がさらに進行したのである。

つぎに享保十五年に再発行された藩札の動向を見よう。萩藩は、延宝五年（一六七七）に、幕府の許可を得て藩札を発行し、翌六年には馳走米抛出に苦しむ家臣に、高一〇〇石につき四貫目の藩札を貸与した²¹。本藩に倣って藩札を発行した岩国藩は、「御借銀を利なし銀ニして御借用之積りと考申候²²」という認識であり、また天保期に村田清風は札銀を藩借銀と考えていた。うまく運用すれば、藩札は利子なしの藩借銀と考えられていたに違いない。しかしこの延宝札は、後年「延宝年中の通札崩捨り候²³」と言われているように、失

敗に終った。

享保十五年六月に、幕府から「金銀錢札遺有之所々」「向後ハ前々札遣仕来候所々ハ、勝手次第可仕候」との沙汰があつた²³。これを請けて萩藩は、同年十月に「近年世上銀子不如意、通用差間候」ことを理由に、「御國中札遣ニ被仰付」と令した²⁴。同時に困窮する家臣救済のため、「高百石ニ付五百目当り至当暮御貸札可被仰付候」と、家臣に貸札をすることを約束した。札銀発行の動機の一つに、延宝札と同様の困窮する家臣団救済（藩札の貸与）があつたとみられる。同じ十月の「札遣仕法之覚」では、十一月一日から「札を以通用」とし、「金銀通用一切被差留候」こと、萩に三方所、諸郡に七カ所、計一〇カ所の札座を設置すること、としている。

翌享保十六年五月九日には、「延宝年中之札遣之様、往々捨りニ可相成と考、田畠家屋敷其外ニよらず、不相応高直ニ而も買置候様相成候ニ付而、諸色之商売莫太高直相成候」と、札遣いの開始早々からの不信用の動向があつた。これをうけて、仕法の徹底をはかった。①萩町人のうち「身躰宜者」一〇人に札座を任せること、②引当米を札座へ渡し、通用札を一〇年で残らず消札とすること、③「所帯方御遣用」（藩借銀）一一〇〇貫目・「御家来中御貸札」二一五〇貫目に対し、三石替（米一石_二三三・三匁）で年々一万五〇石の引当米として札座へ渡して消札をすれば、一〇年で残らず消札となること、が仕法内容であつた。

しかし、表（5-1）に見るように南石は、札銀表示で享保十六

年一・二三石替、同十七年〇・四一五石替、同十八年〇・三石替、同十九年〇・二一石替（正銀三・一石替）、同二十年〇・二石替（正銀三石替）、元文元年〇・二二三石替と、莫大な札銀不信用を招いた。これは四ツ宝銀とよく似た動向を示しており、かつそれよりも甚だしい不信用である。この動向に拍車をかけたのが、享保十七年の「虫枯」であり、「当秋之御損亡二付、大坂運送之御米無之、扱又紙御仕入米茂御手当無之」⁽²⁵⁾状態であつたので、消札の引当どころではなかつた筈である。享保十九・二十年の正銀との比は一五分の一で、これを「拾五枚重ね」という。享保二十年八月十一日の「覚」によれば、「札銀交易莫大不景氣二而、頃日ハ三拾枚重之余ニも相成申」有様であつた。まさに「札崩捨り」⁽²⁶⁾である。

享保十七年八月二六日時点での「虫枯」の被害状況は、蔵入一四万一〇〇〇石、給領六万九〇〇〇石の計二二万石、これに通常会計の不足五万石（四ツ成物成にして二万石）を加えると、石高二六万石の被害である。幕府は、九月には四国・中国・西国へ廻米を指示し、各藩へ通知した。その際の萩藩の回答につきのようにある。⁽²⁶⁾

両国之儀茂夥敷虫枯ニテ御座候へ共、国中村里大概山家ニ而、畑々多御座候、百姓共者常々雑穀を食物ニ仕儀御座候故、田作損亡多御座候而茂、当分飢人者無之候得共、年内・来春ニ至候而者、依所飢候者茂可有之哉、

藩は、そもそも「百姓者常々雑穀を食物ニ仕儀」なので、田作が損亡してもさしあたり飢えに及ぶことはないという甘い認識であつ

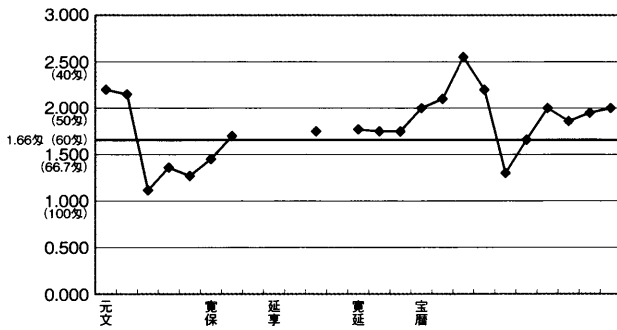
たが、念のために廻米を請けることにした。近世中期に至つても、領主側の「百姓は米を食わないものだ」という認識が変わつていないのは驚くべきことである。こういった危機管理の甘さが被害を拡大した。

一方山代紙は、どうなつたであろうか。享保十七年秋には前掲のように、「紙御仕入米茂御手当無之」⁽²⁵⁾状態であり、餓死者が多く出た。享保十九年に山代代官となつた坂時存は、山代の惨状を見て負担を下げる楮検地を行うしかないと決断した。楮検地の結果、現楮三万二三七五釜と認め、帳面楮を六万二三七〇釜から五万釜（楮石一万五五〇〇石で、貞享検地より三八三四石の減）に落し、現楮との差額のうち二割五歩被（かづき）八〇九三釜へは丸別六・八匁の投資、新二割九分四厘かづき九五三二釜へは五年間楮苗植付仕法を用いた。⁽²⁷⁾

三 元文く寛延期の藩財政

元文丁銀は領内では、同元年十一月十八日に「今度吹替被仰付候文字銀引替の儀、古銀百目の所え歩増銀共ニ文字銀百五拾目渡方被仰付候段、最前従大公儀被仰出、其趣を以御国中の儀も御触相成候」⁽²⁸⁾と触れられた。文字銀は、慶長銀・正徳銀の三分の二の価値と定められたわけである。これに準じて札銀との和市は、「慶長銀・新銀ニては只今迄の通十五枚重、此度の吹替銀ニては拾枚重」と決

表(5-2) 米を指標にした銀貨価値の変遷
(銀100匁ニ付米何石替)



表(6) 元文~宝曆期の家中・地下馳走米と米価の変遷

年代	十二支	西暦	家中馳走米(石)	地下馳走米(升)	南石1石(匁)	備考
元文1	辰	1736			45.5	「近年之出米之内今年より少々被返遣候」、「今年来年御馳走」。「米穀下直旁、借銀弥増に相成」(黒)。「今度金銀吹改、来月十五日より引替被仰付の旨」(28冊)。「慶長銀・新銀にては、只今迄の通十五枚重、此度の吹替銀にては拾枚重」(28冊)。
元文2	巳	1737	13		46.5	「文銀一流の名目を以可致通用候、尤銭遣ひ老匁二五拾四文」、「金銀狂ひ二事寄せ」(28冊)。
元文3	午	1738	8	2.0	87.0	当職山内広通。来暮は12石懸かり。買米文銀表示に転換。御扶持方成「式百人及有之」。「米帯共ニ文銀通用ニ罷成候而茂下直ニ相当り」(黒)。畠銀石貫(1匁=80文)。
元文4	未	1739	12		73.5	「当夏納銀より古法を以、銀老匁の所銭八拾文ニ被相定」(28冊)。「新規入替御惠米、諸宰判にて式万石取立」(28冊。新入替米2万石取立)。
元文5	申	1740	5	3.0	78.7	「札銀通用の儀、先去暮切にて通用被差留候」(28冊)。「石貫八拾文銭」(28冊)。
寛保1	西	1741	5		69.0	
寛保2	戌	1742	13	5.0	58.8	12石懸かり・1石増懸かり。関東筋御普請手伝下命。「米紙段々下直」(黒)。藩主国通り。
寛保3	亥	1743	20	5.0		「大坂表米紙下直旁差湊の時節、関東筋川々御普請御手伝被仰出」(黒)。山代積石廃止。
延享1	子	1744	10			11月12日当職交替、山内広通→益田河内元言。米紙下直。
延享2	丑	1745	20			10石懸かり。当夏数度の洪水前代未聞。増10石懸かり。
延享3	寅	1746	12		57.1	「寢御所帯危急ニ被臨候」、「上之御身分ニ懸り候儀も被相改」、「殿様御居形御省略」。「自他御借銀元式万貫目余之利銀式千貫目余」(黒)。御扶持方成一代一度を二度に。江戸詰人数2171人。財政整理に殊功の山内広通死去。山代宰判を前奥に分割。
延享4	卯	1747	11			
寛延1	辰	1748	11		56.5	字頭山縣周南辭職。
寛延2	巳	1749	10		57.1	大雨洪水。
寛延3	午	1750	15		57.1	当職交替益田元言→益田越中広亮。
宝暦1	未	1751	10		50.0	代替宗広→重就。5カ年仕組。
宝暦2	申	1752	10		47.6	「三老上書」(坂・山縣・長沼)。
宝暦3	酉	1753	18		39.2	吉凶の造佐入過分。米紙糶蠟下直。藩札年限継25年。糶蠟晒所の花田治左に札座。錢1匁に68文遣(後規)。
宝暦4	戌	1754	20	4.0	45.5	15石懸かり・旅役5石懸かり。
宝暦5	亥	1755	20	3.0	76.9	15石懸かり・旅役5石懸かり。
宝暦6	子	1756	20	4.0	60.2	15石懸かり・旅役5石懸かり。
宝暦7	丑	1757	20	4.5	50.0	15石懸かり・旅役5石懸かり。
宝暦8	寅	1758	15	4.0	53.8	17石の積りところ2石差遣。
宝暦9	卯	1759	10	3.0	51.3	宝暦の仕組。「御所帯御根積改相成、年中受払の御米銀前積を以其手当」(後規)。
宝暦10	辰	1760	20	4.5	50.0	天下代替(家重→家治)。「御宰判權實受高老万四千貳百貫目」(後規)。

出典:「御馳走出米覚」(政理12)。「御黒印御書附御張紙控」(法令92)。「御米御買直段」(県庁旧藩812)。「二十八冊御書付」(法令135)。「御書付其外後規要集」(法令159)。

められた。翌二年一月には、「諸色の直段其外金銀の取遣、文銀一流の名目を以可致通用候」と触れられた。藩札は、元文三年暮に通
用停止となった。
元文期(一七三六~三九)に入っの和市変動を追ってみると、
表(5-2)のようになる。「御米御買直段」が元文銀(文銀)表
示になるのは、元文三年である。そして一・七五石替(一石〓五七
匁)前後に安定して行く。正徳銀(享保銀)二・五石替前後からみ

ると、七割くらいの所に定位したわけ、幕府の貨幣改鑄による和
市定三分の二はほぼ成功したといつてよい。しかし藩の受けとめで
は、「米穀下直旁」「借銀弥増に相成」(元文元年)、「米紙段々下直
(寛保二年)、「大坂表米紙下直旁差湊の時節」(寛保三年)というも
ので、諸色高値のもとでの米・紙の安値定位という困ったものであつ
た。「米帯共ニ文銀通用ニ罷成候而茂下直ニ相当り」(元文三年)と、
文銀通用になつても、藩財政の柱である米・紙の値段は安いままで

あった。

元文元年から宝暦十年（一七六〇）まで二五年間の家中・地下馳走米、南石一石の価格の変遷は、表（6）の通りである。元文期の家中馳走米は、一三石・八石・一二石懸かりが課せられ、家臣の扶持方成は「忒百人及有之」と、宝永初年の一一七人より増加している。³⁴

元文三年（一七三八）から延享元年（一七四四）まで当職を勤めた山内広通は、いくつかの手を打った。①前述した坂時存の提案を容れて、元文五・寛保元年の家中馳走米を旅役出米のみの五石懸かりとした。②元文四年七月に、「凶年為救、有かゝりの外新規入替御恵米、諸宰判にて忒万石取立被仰付候」と、小貫（郡村入用）減少の出目で新入替米を制度化した。享保の飢饉を念頭に置いていた。③元文四年には、検見仕法の徹底のための小村絵図の試行、小野・佐村の廻郡と、後の宝暦検地に繋がる試みがあった。④元文五年に宝蔵銀一〇〇〇貫目を取り立て、かつ年々八〇貫目ずつを追加し、「御軍用且重キ天下急御用等」の備えとした。来るべき宝暦改革での撫育銀の直接の先蹤となった。この間、藩借米銀の変遷の分かる史料がある。表（7）がそれである。³⁷ 前当職毛利就久から引き継いだ元文三年時点での借米銀は、二万八二六八貫目・米五万九五九二石で、六年後の延享元年には、二万二一八〇貫目・米三万九一四〇石となった。銀七〇八八貫目・米二万〇四五二石の減である。ただし元文三年時点での札銀七五三三貫目は、延享元年には「於于今返

濟之不及沙汰候」としている。元文三年暮の札銀通用停止の行方を暗示している。結局のところ、六年間で米二万石の借米減に止まったと言えよう。

寛保二年（一七四九）、「大坂表米紙下直旁差湊の時節、関東筋川々御普請御手伝被仰出」と、米紙安値に苦しむ萩藩に、幕府から関東筋川々普請手伝いの下命があり、藩は翌年にかけてこれを成就させた。このため寛保二年は、家中馳走米一二石懸かりを一石増の一三石懸かりとし、地下馳走米も限界値の石別五升を懸けた。翌三年には家中半知・地下石別五升の限界値とした。なお山代では、「山代楮石之儀、二重御年貢」と言われた楮石二万五五〇〇石を廃止した。

延享二年（一七四五）夏、古今未曾有の大洪水が防長を襲い、また家中半知の馳走を命じた。

御所務落其外仮普請・春普請・百姓撫育旁引合候処、米単二して四万七千九拾三石余之御不足、此外山代・徳地を始其外諸郡

表（7）元文3年～延享元年春の借米銀

項目	元文3 借銀元 (貫目)	元文3 借米元 (石)	延享1春 借銀元 (貫目)	延享1春 借米元 (石)	備考
大坂	14536		14582		
幕府普請役大坂新借			1217		
国元		36299		9650	
国元	3662		3148		
札銀	7532				於于今者返濟之不及沙汰候
普請役国中より差出当用			135	7949	
元居借米		23293		21541	
上方4分13年銀(四ツ宝銀)	2478		2038		
鷹司様御預銀(四ツ宝銀)	60		60		
合計	28268	59592	21180	39140	

出典：文庫「政理」44「当職物」（延享1年11月12日「山内広通引渡付立」）。

共流楮大段二付、御紙漉立三千九百七拾丸減少与相見候、(中略)

彼表(大坂)破二及候而ハ、江戸御仕送・御国御取下銀一切相滞大切之儀、然共其引当者無之事二候、(中略)七万六百日運送之積りニ申付候へ者、御家来之出米高百石二付拾九石被相増、先達而御馳走之拾石ニ被引合、都合式十九石之出米ニ而、残所拾壹石之手取ニ相成積御座候、

年貢減と災害復旧で四万七〇〇〇石余の不足、それに大坂借銀を返済しないと「大坂破」となるので、七万石の大坂運送米が必要である。これを家中馳走米で補うとすれば、なんと二九石懸かりとなり、家臣の手取りは一一石に過ぎなくなる。虫枯の時さえそこまでではなかったのに、「無躰ニ余石御懸ケ被成候而ハ、大小身共家人之育不相成不折合、行詰候而ハいか様之変出来可仕段も難計」し、として半知に止めたという。家中馳走米の限界値が半知となった背景には、内乱の虞さえあったのである。また、当職山内広通が取り立てて一万石あった新入替米と宝蔵銀が、「国家之大事」とばかり、「御蔵出」しされた。

宝暦元年(一七五二)、藩主は宗広から重就へ代替りとなったが、三万貫目の借銀返済のため、すぐに五カ年仕組が計画された。宝暦九年には、借銀額は四万二六〇三貫目となり、宝暦改革が開始される。萩藩後期の藩財政については、拙稿を参照されたい。⁴⁾

おわりに

天和二年(正徳期(一六八二)一七二五)を分析した前稿を引き継いで、本稿では享保(寛延期(一七一六)一七五〇)の萩藩財政を検討した。大まかに言うくと、萩藩中期冒頭の貞享検地、後期冒頭の宝暦検地は、いずれも増徴と蔵入強化の策であり、百姓の成立ちとの間の矛盾を激化させ、また家臣団の再生産との間の矛盾を激化させた。この両検地に挟まれた萩藩中期のうち、後半を扱った本稿の要点は、以下の通りである。

第一に、藩財政と家臣団の再生産の関係では、家中馳走米が常態となり、矛盾が激化した。これに対処するために、享保三年に旅役出米の制度化が行われ、旅役出銀から米建とし、かつ馳走米を限定しようとした。旅役出米五石のみの馳走出米は一〇度に及び、江戸方予算の米建化、上々様への配当の米建化・限定と相俟って、一定の成果をあげた。しかし、もともと領知に比して家臣数の多いころへ、自己増殖を続ける家臣団を扶持する重庄は増していった。家臣団救済のために、家臣借銀の公内借捌きや藩札貸与などを行ったが、所期の成果をあげられず、元文三年には扶持方成家臣が二〇〇人に及んだ。延享二年の大洪水の時には、半知を超える馳走米を検討したが、「いか様之変出来可仕段も難計」として、半知(二〇石懸かり)を馳走米の限界値とした。

第二に、当該期の和市変動、とりわけ幕府による貨幣改鑄と藩札の再発行の藩財政に与えた影響を検討した。四ツ宝銀の通用による

「銀子くるひ」は、物価高と金融閉塞を招き、藩財政に大きな打撃を与えた。領内米価の目安となる「御米御買直段」は、銀一〇〇匁に付米何石替と表示され、石高制下での普遍性を示しているが、とりわけ当該期は、米一石に付何匁と認識するよりも、米を指標にして銀貨の価値を計る方が合理性があることを指摘した。「御米御買直段」は、正徳二年〜享保六年は四ツ宝銀表示、享保七年〜十五年は正徳銀（享保銀）表示、享保十六年〜十八年は札銀表示、享保十九年〜元文二年は正徳銀表示、元文三年以降は元文銀（文銀）表示であることを明らかにした。あわせて正徳〜享保初期の藩借銀額は四ツ宝銀表示であり、過大に評価してはならない（正徳銀表示では四分の一）ことも指摘した。享保十五年〜元文四年に通用させた藩札（享保札）の動向は、四ツ宝銀に類似し、かつそれよりも甚だしい不信用を招いて、延宝札廢りに続く享保札廢りとなった。藩札再発行の動機は、利子のない借銀という認識と家臣への貸札であったが、藩財政逼迫と飢饉による米不足によって後ろ米・後ろ銀を準備できず、失政に終わった。

第三に、山代紙をはじめとする諸郡の紙は、米と並んで萩藩財政の二大柱であった。宝永期までは紙値段もよく、増漉きへの投資と地下紙認可による山代成立ちが続いていた。正徳から享保初年にかけて紙の殆どを抵当に入れての藩と家臣団の借銀によって、地下への還流が途絶え、一揆さえ起こって、山代衰退への分岐点となった。享保十七・十八年の虫枯・疫病によってそれに拍車がかかった。元

文期ころからは、諸色高値のもとでの米・紙安値の状況が起こり、後期に続く潮流となった。米・紙は藩財政の二大柱であったので、この潮流は大きな痛手であった。山代では、享保十九年楮検地による帳面楮の減、寛保三年の楮石免除、延享二年大洪水での流楮の被害が起こった。

第四に、当該期藩借銀の本身は、紙を抵当にしての借銀（紙屋先納借）、米を抵当にしての借銀、大坂御用達（上田・鴻池）・江戸御用達（三谷）からの借銀、領内町・在々からの当用米銀、石州借といった「内借」と、「上々様方」（藩主の係累）からの借銀、宝蔵銀・藩内他部局からの借銀といった「公借」であった。とくに近世後期に大問題となる「公借」が、すでに中期に始まっていたことは、注目すべきである。

以上が本稿で明らかにした要点であり、多少なりとも新たな論点が提示出来たと考える。

註

- (1) 拙稿「萩藩中期藩財政研究序説」（『やまぐち学の構築』第五号、二〇〇九年）。
- (2) 三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』（初版一九四四年、改訂版マツノ書店一九七七年）。
- (3) 御園生翁甫『防長造紙史研究』（防長紙同業組合一九四二年、マツノ書店一九七四年復刻）。

- (4) 田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、一九六三年)、小葉田淳『貨幣と鉱山』(思文閣出版、一九九九年)。
- (5) 小川國治『轉換期長州藩の研究』(思文閣出版、一九九六年)。
- (6) 『萩藩中期の山代紙』(『山口大学文学会志』第六〇卷、二〇一〇年)。本誌に転載。
- (7) 萩藩初期検地および貞享検地については、拙著『近世の検地と年貢』(塙書房、一九九六年)を参照。
- (8) 山口県文書館毛利家文庫「政理」七一「下村弥三右衛門手扣」。
- (9) 以下毛利家文庫史料の場合、文庫「政理」七一のごとく記す。
- (10) 国文学研究資料館所蔵桂家文書C一〇五「御書立物(御所帯逼迫ニ付御借銀納方御仕組之大概)」。
- (11) 桂家文書C一〇〇—一。
- (12) 桂家文書C一八「御国・大坂御借銀覚」。
- (13) 文庫「旧記」三「大記録」二・一八。「政理」一二「御馳走出米覚」。「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」。「法令」一三五「諸御書付二十八冊」。「法令」一五九「御書付其外後規要集」(この二史料は山口県文書館編『山口県史料近世編法制上下』に翻刻されている)。山口県文書館「県庁伝来旧藩記録」八一—「御米御買直段」。
- (14) 「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」。
- (15) 坂家文書「遺塵抄」。
- (16) 前掲拙稿「萩藩中期藩財政研究序説」。
- (17) 桂家文書C一〇〇—二「享保元申八月より同式西七月迄御米銀受払差引大積付立」。
- (18) 文庫「諸省」七五「享保十七年御国中就蝗枯御拝借金御救一卷記録」。
- (19) 「県庁伝来旧藩記録」八一—。
- (20) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」。
- (21) 文庫「旧記」三「大記録」一八。
- (22) 文庫「遠用物近世前期」四四五、延宝六年一月二十六日「江戸加判衆奉書」。
- (23) 以下文庫「政理」四一「享保拾五戌年札遣被仰付候一卷」。
- (24) 同前史料の「加判衆覚」。
- (25) 同前史料の享保十七年十二月十五日「覚」。
- (26) 文庫「諸省」七五「享保十七年御両国中就蝗害御拝借金御救一卷記録」。
- (27) 前掲拙稿「萩藩中期の山代紙」。
- (28) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」の元文元年十一月十八日「覚」。
- (29) 同前の元文元年五月二十六日「覚」。
- (30) 同前の元文二年一月十五日「覚」。
- (31) 「県庁伝来旧藩記録」八一—「御米御買直段」。
- (32) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」。

- (33) 文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」。
- (34) 文庫「政理」一二「御馳走出米覚」。文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」。文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」。文庫「法令」一五九「御書付其外後規要集」。県庁伝来旧藩記録八一「御米御買直段」。
- (35) 文庫「法令」一三五「諸御書付二十八冊」の元文四年七月当職山内広通「覚」。
- (36) 同右の元文四年六月代官中存寄「覚」・元文四年二月山内広通「覚」。
- (37) 文庫「政理」四四「当職所物」(延享元年十一月十二日「山内広通引渡付立」)。
- (38) 文庫「法令」九二「御黒印御書附御張紙控」。
- (39) 県庁伝来旧藩記録八二四～六「製紙録」の寛保三年七月「楮石一件寛保年御代官木梨弥右衛門書出」。
- (40) 文庫「政理」四五「延享二乙丑年従御家来中半知御馳走被召上候控」。
- (41) 拙稿「萩藩後期の藩財政」(『山口大学文学会志』四九卷、一九九九年)、同「萩藩天保期の藩財政」(『同』二〇〇一年)、同「萩藩後期の経済臣僚たち」(『瀬戸内海地域史研究』九輯、二〇〇二年)、同「萩藩天保期の借銀をめぐって」(『山口大学文学会志』五四卷、二〇〇四年)。